

第五條

執行委員及本部役員を以て構成す
党大會は毎年一回執行委員會之を召集し
議長及副議長は大會に於て選舉す
但し、執行委員會は党員三分の一以上の
要求ありたる時、又は執行委員三分の
二以上必要ありと認めたる時は臨時大會
を召集する事を得

第六條

党大會の代議員は各支部より選出するに
のとし、其の選出比率は大會を召集する
執行委員會之を定む

第七條

党大會は代議員三分の一以上出席するに
ありざれば議決する事を得ず

第八條

党大會の議事は出席代議員の過半数を以
て決す可同数なる時は議長ニ此を決す

第九條

第二節 執行委員會
執行委員會は次期大會に至る迄の最高

(2)

第十條

執行決議機關にして、大會に對し青社を
負ふとのとす
執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教
育出版、調査、議會對策等の部門を設
くる事を得

第十一條

各部門は執行委員會の統制を受く
各部門は部長一名、部員若干名を以て構
成し、執行委員會之を任免す

第十三條

執行委員會は必要に應じ常任書記若干
名を置く

第十四條

執行委員は党大會に於て選出し任期は
一ヶ年とす 但し 再送を妨げず

第十五條

執行委員會は一ヶ月一回執行委員長之を
召集す